

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第19号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の3項を加える。

(新型コロナウイルス感染症への対応に関する業務に従事する職員に支給する手当)

- 2 条例附則第13項に規定する別に定めるものは、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）にかかり、若しくはかかっている疑いがある者（以下「患者等」という。）に対する面接による調査若しくは健康診断又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いがある物件の処理の業務その他行財政局人事担当局長がこれらに準じると認める業務とする。
- 3 職員が前項の業務に従事したときは、保健医療業務手当として、日額3,000円（当該業務のうち患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行うものに従事したときにあっては、4,000円）を支給する。
- 4 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課又は医療衛生センターに勤務する職員が、前項の手当の支給を受けることができるときは、第4条の表保健医療業務手当の款医療衛生推進室医療衛生企画課又は医療衛生センターに勤務する職員の項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市職員特殊勤務手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）附則第2項から第4項までの規定は、令和2年1月27日から適用する。

(支給期日の特例)

- 2 令和2年1月27日から同年5月31日までの期間に係る改正後の規則附則第3項に規定する保健医療業務手当は、改正後の規則第10条第1項の規定にかかわらず、同年

7月の給料の支給日に支給する。

(行財政局人事部給与課)